

## 退職記念最終講義

### 対人援助におけるいくつかのジレンマについて

#### —私のライフストーリーから—

野田 正人<sup>i</sup>

#### はじめに

2020年の1月に、20年勤務した立命館大学産業社会学部の退職記念講演会を開催させていただいた。ひとえに学部や産社学会ならびに卒業生の主催や協力によるもので、本当に感謝いたします。その後のコロナの感染状況の広がりから、思いは複雑ではあるが、ある意味一区切りがついた感がある。

この講演では、私の生育歴と重ねて、対人援助にかかるいくつかの課題への思いを披歴させていただいた。特に対人支援の本質をどのように考えるのか。中でも当事者本人の意見を聞くということと、それを聞き入れることの違い。あるいは、当事者の気持ちや意向に寄り添うということと、それがいかなる意味で支援となるのかという点などについて、普段感じているジレンマにこだわった。このような問題関心が芽生えたのも、私自身のこれまでの経験や出会いが根底にあり、また家庭裁判所という司法機関での勤務をはじめ、いくつかの臨床場面を経験する中で感じてきたものでもある。

私は、今も非行や犯罪の再犯防止に関わったり、児童虐待、不登校やひきこもり、成年後見や触法精神障害者などの支援に関わったりと、臨床に加えて、支援制度を実装する業務に関わる機会を多くもっている。またそこで働く心理、福祉、法律、教育などの専門職の養成や研修に関わる機会も多く、今後もしばらくは続くことになると思うため、この機会に講演での報告をもう少し学術的に整理し、少なくとも研究ノート水準でまとめる予定であった。ここからは言い訳であるが、講演会の直後から世界的にコロナ感染の危機感が高まり、卒業式が中止になり、新年度も長期にわたり研究室や図書館への入室が制限されるという中で、梱包した研究室の荷物をほどく間もなく、特任教員としてのWEBでの講義とコンテンツ作成に忙殺されるという、専任教員31年の歴史で初めての経験を過ごしている。そのため、参考文献などへのアクセスが困難なため、結局のところ記念講演のコンセプトに近いが、私の成育歴を整理し、ライフストーリーを構成する中で対人援助に関してこだわりのあるジレンマについて、考える機会とさせていただくこととした。もっとも、このコロナ感染への対応の各国のまちな取り組みや、自粛と経済・社会活動の開始などは、まさにジレンマの連続であり、そこには人間観や社会観といったソーシャルワークにおいても重要な価値をめぐる意見の対立が見いだされ、対人援助の視点からも課題となるのが毎日生じていた。そのような状況下で、私の対人援助観もまた一つ変化したようにも感じている。

i 立命館大学産業社会学部教授、2020年4月より立命館大学大学院人間科学研究科特別任用教授

さて、夏目漱石が、『草枕』の冒頭で主人公に「兎角に人の世は住みにくい」と語らせるように、そもそも人が暮らすところには常に葛藤がつきまとい、その暮らしの困難を支えようとするソーシャルワーカーは、当然に当事者のジレンマに加えて、ソーシャルワーカー自身の抱えるジレンマにも立ち向かう必要が生ずる。ところで、最近のソーシャルワークのテキストでは、かなり高頻度で葛藤あるいはジレンマという項がおかれている。カウンセリングなど他の対人援助の領域でも見ることはあるが、さほど目立たない課題であり、特にソーシャルワークにおけるジレンマは、ある種必然のものとも考えられる。私が一番関心を寄せるジレンマは、当事者の主体性という視点と、そこへの強い社会的介入との間に生じるジレンマである。このような社会的な介入については、バターナリズム（父性的）の論争として従来からもなされてきたものではあるが、対人援助にかかる業務の中では、特に最近ジレンマは強化される反面、その対立軸が不明確となっているように思われる。

## I 問題意識醸成のきっかけとしての私の成育史

ここでは、ライフストーリーとして、本稿の主題である対人援助について考えるきっかけとなったインシデントのいくつかを強調する形で記すため、やや長めの自分語りをさせていただくことをお許しいただきたい。

### 1 埼玉県にて出生

私は、1955年1月2日に埼玉県深谷市に生まれた。この深谷ねぎと、渋沢栄一の出身地で知られる街は、1955年1月1日に市に昇格したばかりであり、あと数時間早ければ市政一番目の赤ちゃんだったと祖母は残念がっていた。生家は市街地から遠い農村地帯にあり、戦後の開拓村で開拓第1陣の全員が中国大陸からの引揚者と聞いた。当然私の祖父や両親も主として北京、つまり満州ではなく、往時の中華民国からの引き上げであった。そのため、大陸内の移動も、また引き上げ船でも、組織的統制がとれていて、日本に帰国しても故郷がない、あるいは事情で戻れない人を組織し、厚生省引揚援護局に申請して、戦中の食糧難でも開拓されなかったという、いわくつきの土地を割り当てられ、開拓したという。そのため、地域の農協には加盟できず、開拓農業協同組合という独立型の組織を作らざるをえなかったと、組合長をしていた祖父から聞いた。そもそも全員が、主に軍属として中国大陸では鉄道や電気など技術系の仕事に従事しており、農業そのものへの関心がほとんどなく、やむを得ず農家をするという奇妙な農村であった。そのため、古き慣習も祭りもなく、思いついて演芸会などはやっていたようだが、農村的発想はまったく見られない村だった。反面、教育への関心は高く、その後の大学進学率が近隣の村に比して非常に高く、また教師となった割合も高かったように思う。私の父も、大学を出ていないにも関わらず、小学校の教員として勤めていた。

後述する、家庭訪問に関する問題意識の芽生えに関わるが、当時私は4km離れた小学校から帰ってくるのに、1時間以上かかっていたが、特に道草をしていなくても、別の小学校の教師である父は、私より先に帰宅しているのが常であった。つまり、ほぼ毎日小学生の下校と前後して帰宅していたということになる。当時はこれは不思議ではなかった。しかし、我が家は1965年春に大阪市の今のハルカスの近くに転居する。父は、大阪市立の小学校の教員に転身した。私自身は、言葉の壁や、ぬか袋で床磨きをしていた教室から土足のまま上がる教室に変わり、進学熱心な小学校で勉強のレベルの高さにつまずくなど苦労はした。しかし、家庭生活の面で変化が特徴的だったのが、埼玉時代に父はほとんど家庭訪問ということをしていなかったのが、

大阪では連日深夜に及ぶ家庭訪問のため、帰宅も遅く、くたくたになっている様子が見られたということだ。父と確執の多かった私にとっては好都合ではあったが、この家庭訪問の有無についての疑問は今も続いていて、私の継続する研究テーマの一つである。

## 2 高度成長期の大阪で

大阪は母の実家があり、転校した小学校、中学校とも全校生徒3000人というベビーブームの後の世代にしては著しくマンモスな学校であった。1学年が小学校で10組以上、中学校は20組という規模で、校庭も自由に使えず、中学の体育大会はできたばかりの長居陸上競技場で行っていた。そんな中、中学3年の後半はどうしても登校する元気が出ず、当時は珍しい不登校状況を呈し、学校に行かない日が増えた。一方好きなことはして、夜中に押入れの上段を改造した「通信室」で、モールス信号を使いウラジオストックやサンフランシスコなど海外と交信していた。

中学校3年の後半、欠席続きだった私にとって幸いだったのは、担任が家庭訪問に来たのが一回だけだったことだ。当時は、その後不登校と呼ばれる私のような欠席は少なかったし、他の子のことなど関心はなかったもので、それが普通なのかどうかも分からなかった。しかし、今では、この4ヶ月に1回だけの家庭訪問の少なさは、大阪では例外的な対応だと考えている。体育教師だった担任のスタイルもあっただろうが、中学校は三分の二に近い生徒が越境と呼ばれる校区外からの通学という異常な学校であり、家庭訪問が原則のスタイルではなかったというのが大きな要因だったと考えている。

高校は工業高校を志望していた。これは漠然と中学3年になる頃から考えていたが、電気関係への関心と同程度に、普通科の勉強には気が乗らないだろうと考えていたことも大きい。希望した高校には十分届く成績であったことも、担任の家庭訪問の少なさに関係していたように思う。彼は進路希望だけ確認して帰って行った。

私は、第1希望の大阪市西成区にある府立工業高校の電気科に進んだ。当時西成区には高校がここの一校であった。私の卒業と入れ替わりで、現在はエンパワメントスクールという特徴的な指導で有名な西成高校が設置されるが、それまで西成区には普通高校はなかったことになる。入学したのは1970年で、大阪で万国博覧会が開催された年であった。自分の志望校の志望学科であったにも関わらず、私は3日ほど気合を入れて通学したのち、また不登校になる。行く気が失せたというよりは、なぜか学校に行けないという心身の状態になった。2ヶ月ほどは、とにかく布団にくるまって寝ていた。これでもかというほど寝た。今考えれば、その後の昭和の終わり頃から急増する不登校の状態だったのだと思っている。病院に行けば、自律神経失調症でも、起立性調節障害でも、うつでも、適応障害でも、なんらかの病名もつく状況だったし、とにかくこの時期ただひたすら寝て、その2ヶ月ほどの間に、身長が15センチメートル伸びただけ覚えている。不登校やひきこもりの本人面接をすると、しばしばその間の記憶がなかったり、決定的に事実でないことに置き換わっていたりということを経験する。そのような状況に近いようにも思う。母は高校から、退学になると呼び出されて高校に向かったが、最寄りの新今宮駅を降りたところで、不審な男性複数に後をつけられ、声をかけられ怖かったと学校にたどりつけず、とんぼ返りしてきて、息子のことは退学で結構ですと電話して終わった。正直ホッとしている自分がいた。

合計3ヶ月ほど休むと、何か動き出したいエネルギーがわいてきた。高校もやめたので、まずは働いて自立すること、ついでバイクの免許を取ってオートバイを買うということを目指にした。というのも自宅にいる間に、以前から無線でつながっていた先輩で、オートバイに乗っている連中が折を見て家に来てくれたこ

とがあり、メカの話やツーリングの話などを楽しそうに語っていたというのが影響の一つであった。当時、発売まなしのホンダの750ccは368000円だったが、この金を貯めるため様々なアルバイトをした。その間に、人生を左右したようなことと沢山出会ったが、仕事で知り合った大卒すぐだが、あこがれの資格をもって活躍していた人から、「野田君、やはり大学は出ておけ」と話してもらったことは、特に大きかった。

アルバイトで収入が高かったのは、日雇い労務の仕事であった。高校に隣接した地域は、あいりん地区という名称に変更しようとしていたが、通称は釜ヶ崎と呼ばれた地区で、南海線と国鉄新今宮駅のすぐ前は、毎朝フロントガラスに日当の金額を書いた車が数十台ならび、応じた労務者が車に乗りこみ、予定人数が確保できると出発する。条件のよいところはリピーターができるため、結局新入りは条件の悪いところに拾われる。その拾われる一人となっていた。現場は、町屋の解体だったり、山奥のダム現場だったり、その年に稼働した敦賀の原発敷地内だったこともある。東日本震災のあとの福島原発の危険な作業に、釜ヶ崎から人が多数雇われていったと聞くと、劣悪な雇用状況は変わっていないと思出す。1970年の年度末には、無事にお金もたまり、バイクの免許も取得でき、バイクに乗れるようにもなったので、さてどうするかということで考えた。このときは、非常に元気で過活動で向社会的な、1年前とはまったく別の人間になっていた。

大学には行くよというアドバイスを真に受けて、まずは高校に行かねばと考え、普通高校の入試の準備を始めたが、受験するには前籍校の退学証明があると言われ、数日しか行かなかった工業高校にもらいにいった。すると担当者が出てきて、退学手続きができていないので、まだ学籍があり、担任を呼ぶといわれた。さすがに会うのはためらわれたが、ちょうど不在で代わって登場した責任者の先生からは、高校に行くならそのまま留年して、工業高校から大学に行けばよいと勧められた。なるほど、それなら高校入試もいらなし、当時公立高校は留年者の新入学はほとんど認めておらず、私学はお金がかかるという点で迷っていたころなので、そうすることにした。留年して、再び電気科1年生となるということだが、当時工業高校の授業料は月額1000円もせず、加えて産業振興のなんらかの補助金が出ていて、その額は授業料と教材費をあわせた金額のため、1学期で中退した人がいると、それ以降の補助金を返金しなければならないが、まとめて入金されるので、すでに使ってしまったらしく、一応在籍しておいてくれないと困るという事情があったらしいというのは、卒業して10年も経ってから担任に聞いた話である。

とにかく、1971年春から、本当にはつらつと通学を始めた。ある程度学年ごとの上下は厳しかったが、2年生と同級の1年生は、特別な立場で、それなりに得したことも多かったように思う。加えて、二度目の一年生は、中心が昭和30年生まれである。私も辛うじて昭和30年1月生まれということで、30年生まれが話題となった場面で嘘をつかなくてすんだと思ったことが何度かあり、この時期の留年や1年の差というのには、それなりのプレッシャーがあったのかと思出すこともある。その後大学では一浪と同じで、公務員になると同期ではむしろ若い方であったから、年齢の意味が成長と共に変わるということも実感してきた。

### 3 あらためて高校生として釜ヶ崎と出会う

最寄り駅から徒歩5分ほどの高校までの間には、ホームレスの方がたくさんおられ、駅から道路につながる長い階段をベッドにしている人も多かった。彼らは朝明るくなると起きだして、その日の日雇いに応募するため出かけるので、通学時にはすでに通路は空いているのだが、中にはそのまま寝ている人がほぼ毎日いる。その多くは、昼前にやって来る救急車で運ばれるが、実際には心肺停止のため救急車に乗ることなく、冷たくなった遺体を警察や委託業者が搬出している場面もしばしば見た。

釜ヶ崎の運動史などの研究成果に触れるにつけ、私が入学した1970年頃は、大阪万博の準備で各地から人



を集め、帰れない多くの人が釜ヶ崎に流入し、数年の間にこの地域の産業や社会構造は大きく変わった。特に70年安保闘争や学生運動などとの関連で、釜ヶ崎の労働運動も先鋭化し、いわゆる釜ヶ崎共闘（暴力手配師追放釜ヶ崎共闘会議）などの団体による活動や暴動も頻発していた。原口剛（2014）の研究によれば、いわゆる釜ヶ崎暴動と呼ばれるものは20数回を数えるようであるが、そのうち1970年から73年と、ちょうど私が高校に在学していた時期は第9回から第13回の暴動が集中して発生しており、高校の思い出の一つに、クラブ活動をしていたところ、学校の外で市バスが燃えているので下校を見合わすようにという緊急校内放送が流されたことがあった。校舎の上からバスの燃える様子を写真部のメンバーと撮影し、新聞社に提供したという思い出がある。高校2年以降は、クラブの部長、生徒会の役員、イベントの責任者、勉強はそこそこという生活だった。しかし夜は、アルバイトの時以外は欠かさず、主として吹田市や茨木市周辺の万博外周道路に、バイクで走りに行った。当時そこは万博サーキットなどと呼ばれ、全国各地に広がった、暴走族のい集場所の一つであり、そういうところに行く時には750CCは大きすぎるため、350CCの改造したものを愛用していた。もっとも暴走族もいろいろで、1度だけ乱闘に巻き込まれたことがあるが、私たちは比較的大人しい、メカ好きを自認するグループだった。このバイクとのつきあいは、立命館大学に勤務する頃まで続いた。もちろん、暴走は高校生で足を洗っている。

釜ヶ崎のように外から見ると危険な街も、中に入ると、ある意味優しく、ある意味悲しいいろいろなことが、他では見られないほど露骨にあぶり出されているように思えた。下校時に、高校を出て釜ヶ崎を抜けると、飛田遊郭がある。現在もその営業は続いており、時代を錯覚する街である。そこを抜けて大阪市立大学病院の脇の坂を上がると、今はハルカスがそびえる近鉄百貨店があり、その先に自宅があった。この飛田遊郭と市立大病院との間の坂には、今も昔からの高低差と塀の跡が残り、苦界（くがい）との境となっている。私は大学の教員になってから、機会があればゼミ生をつれて、天王寺駅で集合し、あべのハルカスから飛田遊郭、釜ヶ崎の三角公園、飛田本通商店街を抜けて、新世界で串カツを食べて解散というゼミのツアーをしてきたが、これが概ね、高校時代の通学ルートにあたっている。

当時の釜ヶ崎は、警察官も2人や3人でのパトロールでは危険なため、10人近い分隊規模で行動しており、現在も西成警察署は、刑務所のような高い塀で守られている。ところが、そんな西成区北部の年賀状時期の郵便配達アルバイトは、特別な手当が支給されていたことから例年ほぼ特定の人が担当しており、私もそこに潜り込んで、街が持っている裏の事情のいくつかを知ることができた。住民が不在なので確認すると亡くなっていたり、入院かと思うと刑務所だったり、郵便は1年に年賀状1通だけの老人だったり、実にさまざまなので出会いがあり、格差や差別など、社会の矛盾を肌で感じることもできた。

工業高校なので卒業制作があった。大型の電動機的设计をして、銅線を何千回も巻いて実際にモーターを組み上げ、動かしてその特性を計測してレポートにまとめるという伝統の課題で、この作業に半年かかるのだが、比較的順調に進んだので、それと並行して大学受験の準備をした。

#### 4 大学に進む

高校の担任は、留年後の1年から3年間の持ち上がりで、工業科電気の教員だったが、大学への進学を強く勧める教員であったこともあり、クラスの半分くらいが専門学校も含めて進学した。普通高校と職業高校との間には、こと受験に関しては歴然とした学力差以前に、科目上の差があった、私のクラスは40人の中で15人ほどが四年制大学に進学し、そのうち4人が教師になっており、職業高校としては奇妙なクラスであった。

もっとも文系を目指したのは私だけで、釜ヶ崎や飛田新地、あるいは暴動を通して感じた、社会のありよう

を考える分野も面白いなあと思ったのが大きな理由だった。一方で、もともと歴史も好きだったということもあり、志望は主に文学部の歴史と社会福祉に絞り、数校受けることとした。しかし、これら文系の受験科目は工業高校では習っていない。現代国語や古典漢文、社会科や英語などすべてについて、工業高校で使うテキストは普通高校とは別もので、やむなく普通科に通う知人からテキストや参考書などをもらい勉強した。受験の時は大手を振って高校を休めるので、750ccのオートバイでのツーリングを企て、わざわざ京都の大学を受験するのに名古屋や岡山の地方試験を選び、なんとか数校合格し、結果として花園大学の文学部社会福祉学科に進むことにした。禅への関心もあり、何より学費が安いのがありがたかった。当時は立命館より安く、また学内の作業に従事すると実質ただになる制度があり、しかも寮も安かったため、家を出なかった事情もあって大いに助かった。

大学一年の時はあちこち遊びまわり、アルバイトも忙しく、週に一日だけ語学や英語、体育などの必須科目を受けに大学に行った。しかし、1年の単位が、思っていたより取れたのと、資格と就職を目標に2年からはしっかり通学することにして、妙心寺の中にあった大学の寮に入った。この寮の家賃は、月額1000円という破格の安さで、光熱水費も無料。しかも卒業までの3年間、学生運動や寮闘争もあり、実際には寮費を徴収されることがなく、事実上卒業まで無料であった。この大学の学生運動は、他大学から数年遅れてピークがあり、しかも当時は妙心寺に隣接してあった大学が、現在の円町近くに移転をすることをめぐる移転反対闘争もあり、折々に大混乱が発生し、なじみの機動隊がよく来ていた。今考えると、釜ヶ崎闘争と大学闘争を身近に経験していた当時の私は、まあ世の中少々荒れていて当たり前ぐらいの感覚で、今とはかなり違うユース時代の精神構造だったのだと思う。

1回生の取得単位数は10単位であったが、2回生からは心を入れ替え、要卒単位の他に社会福祉の実習を多めにとり、また教員免許も、中学高校の社会の他に、養護学校教員免許も取得したため、200単位近い単位を取得し卒業した。

2回生になると専門科目も増え、特にゼミが選択できるようになり、私は欲張って二つのゼミを選んだ。いずれも当時新進気鋭で京都大学から着任したての、村本詔司、浜田寿美男の両先生であった。この先生方は立命館ともご縁が深く、結果として今日までお世話になっている。

ゼミはとても楽しく、じっくりものを考えることができ、心理学の面白さを知ることができたが、同時に私は、心理を専門にするというよりは社会全体とどのように関わり、どう変えていくのかという方に関心があると実感した。そこで、進路はソーシャルワークを目指したいと思うようになり、精神障害者の支援と、非行少年についてという二つの領域を特に学んだ。実習も大阪府の保健所での精神衛生法関連実務、それに断酒会や薬物遮断のグループ、そして精神病院と精神病寛解者専用の生活保護法による施設などに行き、多くの実習経験を積んだ。非行関連では、大阪市立や京都府立の教護院にお世話になった。実習指導担当の外部講師が、その後大阪体育大学や花園大学で長く教鞭をとられた竹沢喜心先生である。先生は、指導を受けた当時は、大阪市児童相談所の係長だったが、そのご縁で児童福祉や教護院とのパイプが太くなった。その縁もあって、法改正時の厚生労働省の委員や、児童自立支援施設協議会の専門委員会の顧問などをさせていただくことも度々あり、実習生や大学院生など、私の次の世代もお世話になる者が多かった。

大学でも、いくつもアルバイトを経験したが、どうせやるならそれぞれを極めたいという思いもあり、お金はもちろんだが、面白く何か学べることというのが選択理由だった。資格を生かして、少しいかがわしいシヨークラブの音響照明係やガソリンスタンドの責任者、自動車学校の教官にフグ屋の店員、障害児の支援や家庭教師、大型トラックの長距離運転手などさまざまだが、中でも3年と長く続けたのが、京都市立宇多野ユ

ースホステルだった。最初は温水ボイラーが壊れたので、メンテナンスのための宿泊要員として頼まれたが、ボイラーをてなづけてからは、夕方からフロントで受付し、夕食後のミーティング、宿直と朝のフロント業務にレンタサイクルの整備と貸し出し、大きな風呂を掃除して大学に登校という、完全に職員的に動いていた。宿泊は月に10日くらいだったので、他のアルバイトや大学の行事と両立させることができたが、このミーティングや嵯峨野散策企画の経験は、その後非行少年のグループワークをする場面などで非常に役立った。また、立命館に着任して後、京都ユースサービス協会の業務を手伝い、また人間科学研究科でユースワーカー養成プログラムに関与することになったのも、このユースホステルとの縁つながりのためである。当時の宇多野ユースホステルは、年間宿泊者が国内最多で、連日満床で実に忙しかった。時代は京都ブームで、小京都と言われ出した全国の歴史ある街のブームも起こっていた。本家の京都には当時アンノン族と呼ばれた、ファッション雑誌から抜け出したような、ミニスカートにブーツ、ベレー帽の女性が沢山押しかけ、嵐山や嵯峨野を闊歩する姿が日常の風景だった。本来アンノン族は、ある程度経済的に豊かで、独り旅を楽しむ層からなると思うのだが、全員がそうではなく、宿泊はユースホステルで安くあげ、朝は化粧をしっかりと整えて、アンノンスタイルで出かける。そんな彼女らの出撃を見送り、大学に行くという生活を続けていた。この頃は山口百恵の「いい日旅立ち」（1978年）がヒットし、国鉄のキャンペーンなどもあって世は旅行時代という感があった。そういう私も、大学では旅行のサークルを作り、北海道から九州まで、主としてバイクや車、時にヒッチハイクで旅をした。そんな生活から、大学4年生の時は、（財）京都市ユースホステル協会の職員にどうかと誘っていただいたが、やりたいことはソーシャルワーカーだったので、返事は保留していた。

当時、大学のあった妙心寺と、宇多野ユースホステル、あるいは新丸太町から太秦嵐山あたりには、大小5つくらいの暴走族があって、それぞれの集場所集会所などで開いては走り回っていた。抗争はあまり目立ったものは無かったと思うが、私もバイクで走っていると近寄ってこられたりしたことはある。何人かとは顔見知りとなり、時に話しかけたり、バイクが不調の時は診てあげたりという関係はあった。大学卒業数年して、仕事で暴走族対策に汗を流していた頃、私と同世代の佐藤郁哉氏が『暴走族のエスノグラフィー』（1984）を著された。その調査の対象となったのが、新丸太町周辺を走り回っていたグループの一つで、もう少し時期が早ければ、私もインタビューされていたかもしれないと、妙な距離感で同書を読んだこと覚えている。なお、このころ授業の空き時間には、寮から近かった衣笠の産社などに、社会学や福祉理論などの授業を（無断で）聴講させていただき、真田是先生などに質問させていただいたという図々しい思い出もある。

大学4年になると、進路を選択することになるが、資格取得や卒業のめどもたった。同級生は、施設に勤めるものが多く、公務員などを受験しようとするものは一握りだった。私は、自治体の精神衛生相談員を志望していたが、非行についてどのような職があるかはよく分かっていなかった。今でなら、保護観察官、法務教官、少年鑑別所心理技官、家庭裁判所調査官、警察の少年補導員などいくつかの職が思い浮かぶが、当時はよく知らなかった。そのような時、ちょうど京都大学から心理臨床の事例集が発行され、そこに非行少年に取り組む家庭裁判所調査官の事例が掲載されていて感銘を受け、これも良いなと感じた。後にその調査官とも親しくなったが、精神衛生相談員と家庭裁判所調査官の二つのうち、いずれかを決めきれなかったため、この二つともを第1希望とした。いずれの試験も大学先輩で合格した人はいないと思われたため、3年程度は浪人するつもりで、大型運転免許を取得し、食いつなぐ方法を準備した。また、あまり気は進まなかったが、教員採用試験も受けた。幸いこの年は受験した公務員試験の全部に合格し、夏には家庭裁判所調査官として名古屋家裁から内定があり、それを選択した。

## 5 家裁調査官となる

家庭裁判所調査官というのは、最高裁の管轄下にある国家公務員上級職で、途中で事務官などに一時的に転換する場合もあるが、基本的には採用から退職までずっと家庭裁判所調査官ということになる。家庭裁判所があつかう事件には、家庭紛争などに関することと、非行少年に関することとの2領域があるが、この両方の仕事を担当できるよう調査官は手厚い研修を受けることで知られている。この初任時の研修を受けている間は、家庭裁判所調査官補という立場であり、論文を書いて、試験を受け晴れて研修修了となると、自分の公印で調査報告書を作成できるなど、調査官として独り立ちすることになる。同期の調査官は36名で、東北大から鹿児島大まで、各校1名のインターハイのような構成で、本当に学閥がなく、居心地のよい仕事だった。

私の初任地は名古屋であったが、これは希望ではないものの、一応全国異動を覚悟する国家公務員としては、大都市なのでいくぶん給与もよく、文句の言えない任地であった。京都の大学からは、北海道や長崎に赴任した人もいたが、現在はそういう地方庁への採用はなく、比較的大きな庁に集められ、集中的に研修を受けるという人事政策が採られている。また研修期間も4年から2年に短縮されていて、より密度の濃い研修となっているようだ。初任地が希望外でも、ほとんどの場合研修期間が終わると、ある程度希望が反映され、Jターンの運用がなされていると感じている。女性比率の高い職種なので、子育て、家族、介護などの配慮は非常に丁寧に行われている職である。

私は、特に異動を希望しなかった、といってもルール上もし異動するならどこかは聞かれていたが、いずれにしても1カ所に初任者が5年いることはあり得ないところ、11年も留め置かれた。名古屋家裁の管内支部である、一宮や豊橋などには行ったが、それは配置換えであって、転勤とはカウントされない。結局11年間勤め、退職まで一度も異動を経験しなかった他に例を見ない調査官人生だった。

結局、4年間の研修が終わって、同期のほぼ全員が異動したが、私は所属していた名古屋に戻り、以後7年愛知県にいたおかげで、さまざまなことに落ちついて取り組めた。一つはその間、ずっと労働組合の役員であった。先輩で、私とほぼ同時期に日本福祉大学教授に転出され、後に学長となった加藤幸雄氏と共に、全司法労働組合という裁判所の組合で、まさに旗を振り続けた。この時期、組合では「国民のための裁判所となる」とはどういうことか」という方向性を探る、司法福祉運動が展開し、裁判官の再任拒否や、政治的案件への上席裁判官からの介入問題などさまざまな、我々が司法反動と呼ぶ問題を、運動としてだけでなく、理論的に究明するということをめざして活動した。これが司法福祉研究会として司法領域以外にも広がり、現在の日本司法福祉学会に発展したが、学会立ち上げ前後の事務局長を担当させていただき、大きな学びと知己を得た。

同様に、東海地区で非行問題研究会を立ち上げ、その前から関西にあった関西非行問題研究会との合同企画なども実施したため、関西の中心メンバーであった佐々木嬉代三先生や中村正先生などとも出会っている。また、ちょうどNHK名古屋が中心となっていた「中学生日記」の事例や非行手続きの相談にのったり、漫画「家裁の人」の原作毛利甚八氏と懇意になり、家裁の動きやアイデアひいては司法のあり方などについて議論したのも思い出である。

## 6 非行、特に暴走族について

この時期は、常時少年鑑別所が満杯という状況だった。調査官は初めて出会う非行少年の生育歴や、非行の動機を解明し、再非行防止のための方略を提案する仕事であるが、少年に弁護士がついてくることもあり、内容にかなり厳しい反駁がなされることもある。この作業は、法律上の要請から、ほぼ3週間で終わる必要がある、イメージとしては、3週間で修士論文1本を書き上げるイメージである。加えてこれが暴走族とな



ると、一度に20人ほどが検察庁から同時に送致されてくるため、一人の調査官が5名くらいの調査を平行して行うことになり、期間が長くなるわけではないので、よく倒れなかったものだと思う。こういった過労状態では、同僚の関係の良さが本当に救いだと感じた。

そもそも、名古屋は暴走族のメッカで、百メートル道路と呼ばれる戦災復興で企画された通りが二本有り、そこが暴走のための道路になる。この広さでは、さすがに一斉封鎖が困難で、歩道も車がすれ違える幅があり、この状況をどう改善するかなどの会議に何度も出席していた。ちなみに戦後、百メートル道路は全国で二十本以上計画されたが、GHQの反対などで、結局名古屋の二本と、広島の平和大通りの一本の三本だけとなったという。

暴走族は、警察によれば、1972年6月17日から18日早朝にかけて、国鉄富山駅前の繁華街で、数十台の乗用車の若者と見物していた群衆約3,000人が暴徒化し、商店や通り掛かりの車を襲って破壊する事案が発生したことをはじまりとしている。以後、富山市、高岡市から広がり、岡山、金沢、福山、高知、今治等の西日本の各地に波及したとされる。

富山駅前暴走は「族」の間では伝説となっていたが、日本の福祉のひとつの原点である米騒動も、1918年の富山魚津の米騒動が一気に各地に飛び火したと学ぶため、恐るべし富山の熱と思ってきた。もっとも、私は富山暴走が知識として先にあり、その後大学で米騒動を学んだわけであるが。とにかく暴走族が社会問題となり、これをどのように対応するかで、道路交通法に「共同危険行為」という新たな法的な枠組みを作るという話になった。これは一緒に走っている複数のオートバイや車が、相互に連携して誰かの車を妨害したり危険に直面させたりする時に、これまでは共謀したなどの事実確認がなければ個別事情として取り締まるしかなかったものを、外見から共同したと見なして罰則の対象とできるというので、法的にも実務的にも難しい問題が多く、この改正に参画させてもらい、本当に学ぶことが多かった。近年、あおり運転が社会問題となり、法改正がなされたが、似たような事態で、法的にはもう少し難しかったと思っている。

日本の少年非行の第3のピークと言われる一番の山は1983年であり、ちょうど私が暴走族専従の調査官を自認している時期だった。また先述の『暴走族のエスノグラフィ』が世に出たタイミングでもあったが、その後の非行件数はあっけないほど急激に減少し続け、今日に至っている。同時に、暴走族そのものも急激に壊滅というか、形を変えて消滅していった。この変化は、それ自体が今の若者を理解する上でも一つの研究対象になると考えている。暴走族の変化のエピソードを二つあげると、ひとつは暴走族の多くは名前を持ち、ルールや旗などのシンボルと、総長、親衛隊長、特攻隊長、ケツ持ち（集団の最後でパトカーなどの追跡を邪魔するしんがりの役）などの役割も決まっているものが多かった。暴走族の名前で××Shadowなどという英語のものや、鑿（みなごろし、金偏に鹿と横に書く）という難しい漢字などを、能力が低くて自分の名前を書くのもおぼつかない少年が、書けないと暴走族に入れないからと少年鑑別所で一生懸命練習していて、反省の色なしとして少年院に送られるなど、笑えない事例も経験した。

しかし、1980年代半ばから、この組織的暴走族が急激に減少する。もちろん警察などの解体の取り組みもあったが、それよりも暴走行為はあったが組織だっておらず、誰かが事故死した場所での命日暴走や、初日の出暴走、クリスマスやバレンタインデーなどの記念日暴走などに移行し、組織の体を成さなくなった。特に調査をしていて感じたのは、1985年の通信の自由化以降のポケベルの急激な普及である。それまでは、総長など幹部から、集合日時や場所などの指示がなされ、それを警察がキャッチする形で、取り締まりが行われた。しかし、ポケベルで1時間以内くらいの指示に変わり、それがいつしか誰からともなく、走るらしいとの風評でギャラリーも含めて集まってくるという風景へと急激に変化した。

実際の事例でも、検挙された3人乗りのバイクの運転手は、後ろに誰を乗せていたか知らないし、後ろの者も、運転手とは初めてその日に会ったという。以前なら、組織的にかばったり黙秘したりということが常態だったが、この頃となると何でも話すのだが、本当に知らないということが頻発した。私は、当時は暴走族の「サークル化」などと呼んでいた。警察は芋づる式に検挙するという方法がとれなくなり、高機能の証拠採集車両や画像解析装置などを導入し、とにかく現行犯を確認するという姿勢に変更するなど、いろいろ工夫をしていた。そのうち実際に暴走族そのものが消滅し、また暴走行為の頻度も減少し、さしもの名古屋も昭和の終わり頃には、暴走族が席卷するという状況は消えていった。

このような、その日初めて出会って、命の危険も考えずに同乗するといった危機感の無さと、継続的に深い関係を維持するということの乏しい人間関係の持ち方、集団の作り方、というよりも集合はつくれても集団を作れないと感じる状況は、今日ますます強化されているように感じている。その後教員として大学に戻ってみると、麻雀人口が激減していて、前任校でずいぶん前にアンケートをしてみたところ、麻雀をやりたいが、面子の4人の学生を集めるのがハードルが高いとの回答が多かった。みな忙しいということもあるが、3人でもダメだし5人でもあぶれるという状況であるから、かなり繊細な人間関係の調整が必要となる。ゼミで意見を言われると、「突っ込まれた、チェックされた」と後で不愉快な顔をする学生たちが増えた時期でもあり、若者全体の人と人との繋がり方が大きく変化したのではないかなどと、暴走族の終焉から感じていた。

また、家庭裁判所は非行少年が多数送致されてくるし、その能力や家族関係を明らかにする立場であるから、事例を分析する対象には事欠かない。足りないのは人手と時間と、加えて分析能力かもしれないが、例えば低年齢の万引き事例を多数分析し、万引きを過去に見つからずに何回やっても、警察に検挙され家庭裁判所に送られてきた少年の4分の3は特段の指導をしなくても再犯は見られないこと。一方で、被害金額等が軽微なものでも、一度捕まったことのある少年が再犯していた場合には、再再犯の確率が高いことなどを分析し、家庭裁判所部内の判断基準に反映させたことなどもあった。しかし、これなどは残念ながらあくまで内部のものであり、それを研究成果として外に出すということは当時は許されていなかった。

## 7 ソーシャルワーカーを志向して

私は、家庭裁判所調査官は司法領域におけるソーシャルワーカーである、あるいはあるべきだという視点から活動を続けてきた。もちろんソーシャルワークという役割では説明がつかない様々な業務もかかえながらである。そのため、そもそもピュアな意味でのソーシャルワークとはどういうものか、という問いが常について回る。そういうものを追求すると、さまざまなジレンマが生じ、それゆえ何を守り、何を捨てるかという点で様々に悩み、また戦うことも必要であった。家庭裁判所に就職するとほぼ同時に日本ソーシャルワーカー協会という団体に所属したが、この会はソーシャルワークの専門資格化に向けてさまざまな活動を行ってきたし、倫理綱領など専門性の向上にも寄与し、社会福祉士資格の成立に大きな原動力になった。しかし、当初この資格の評価の分かれるところがあり、それは資格制度ができた背景に、専門性の向上だけではない意図が見て取れたからである。時期が、介護保険制度などに代表される、社会福祉八法改正あるいは福祉のパラダイム転換などと呼ばれた一連の福祉制度改変のころで、それと深く関わっていた。これは大きくくりで言うと、ゆりかごから墓場まで面倒を見ますという福祉国家の追求から、福祉サービスは行政の責任から民間のサービスへと移行させ、小さな政府あるいは新自由主義的な制度への移行を目論むものであり、福祉サービスの責任を行政が負うのではなく、一旦は自己責任、当事者責任とする。しかし、福祉のサービス利用者を念頭においた場合は、障害や高齢や保護者無き児童など、さすがに自己責任という形にはしにくい。そこ

で、行政の責任をサービスの提供事業者などに負わせ、また利用者をサポートするものとしての、専門職制度を確立し、責任はそちらに移譲するという方向性が見え見えのものであった。社会福祉士資格の法律が、「社会福祉士及び介護福祉士法」として成立していることや、同時期に民法の成年後見制度が改定されているのもその一連の流れである。そもそもある領域の資格が新設される程度ならば、概ね一つの省庁が対応すれば可能だが、民法というような私生活の基本法を変えらると、実際に国を挙げて行う必要がある。それ自体が何を物語っているかということになる。当時関わっていた日本福祉大学などは、この社会福祉士制度の背景の胡散臭さから、資格課程の設置には否定的な姿勢を示すこともあった。しかし、できてしまって以降は、理論や実践やスーパービジョンなど、優れた社会福祉士にかかる研究教育を進めていることは周知のとおりである。このようにソーシャルワークの専門性を追求するとき、現実の自己責任を強調するような福祉サービス利用制度下において、ソーシャルワーカーは様々な矛盾に苛まれることになるのは当然であり、そのことに無頓着なままソーシャルワークを行うということにはありえないことだと考える。

## 8 児童虐待との出会い

日本で最初の児童虐待防止法が、昭和8年に制定されていることはあまり知られていない。これは、戦後の児童福祉法のルーツとなった。家庭裁判所には、児童虐待がさまざまな形で、持ちこまれる。虐待があるので施設に入れたいが、親権者が反対しているとか、DVがあるので離婚したいが、小さな子どもがいて話がまとまらない、などは家庭事件の担当が対応する虐待事例である。

私は、むしろ少年事件を担当する中で残念な経験をしたものもたくさんあるが、虐待を背景にもつものが多かったと感じている。ある非常にかっこよく、メンバーから信頼も厚い暴走族のリーダーが、家庭裁判所に呼び出された日の早朝に孤独に自死した。彼とはそれまでも数回会っていたが、明るく利発で、うつ傾向も見られず、自死とは縁遠い存在と思ってきた。朝に警察から連絡が入り、家庭裁判所の呼出状をもってこのことで出向いた。彼は幼少期、両親にコインロッカーにすてられ、施設や里親を転々とし、まったく身よりのない状態だった。やむなく遺体を医大の献体に出し、その若干の謝礼金で遺骨をお寺に引き取ってもらうところまで手配した。他にアベックを拉致して殺害して山の中に埋めたという事件も担当した。幼少期から施設で育ち、仲間の中でイヤと言えない、馬鹿にされたくないと考えて、本心は怖がりながらも口で威勢の良いことを言って、結局主犯となった。また、ある大柄でモデルのような女の子は、家庭は経済的に豊かで、しつけもしっかりしているにも関わらず家出と薬物を繰り返していた。心配した父親が毎回本人を家庭裁判所に連れてくるという状態で、面接を続けたが再犯が重なり施設に入所させた。施設内で彼女が語ったのは、小さいときからの父親から性的虐待だった。昭和の最後の時期まで、日本では児童虐待はほとんど問題とはされず、アメリカの通告件数が300万件と聞いて、驚いていた時代である。しかし、総数は分からないが、加害や被害、自死や再犯と児童虐待とは、非常に関連が深いという思いは強くなった。

## 9 大学とのかかわり

私は、1987年から国家公務員であるが特別に兼務許可を得て、日本福祉大学でケースワークと専門のゼミを担当することになった。「教え上手は教わり上手」というのは、私が教護院で学んだ好きな言葉のひとつであるが、大学で人に教えるために準備をするという作業は、本当に自分自身の学びにもなり、その間にソーシャルワーク関連の本を多数読むこともできた。地元の非行研究会や、少年院や教護院などに泊まりに行くこともあり、少年補導担当の警察官とも議論し、暴走族の集合場所にこのこ出かけて行ってエスノグラ

フィーよろしく色々な話を聞いてくるというようなことも繰り返していくつか気づきもあった。その中でも、うすうす感じてきたのが、児童虐待の影響の大きさである。

非行少年の生育歴に虐待経験があり、その結果非行にはしる事例、つまり、被害者だった子どもが加害者に転じるという事例を山ほど見せつけられた。特に、非行から立ち直りの難しい少年には、軒並み虐待経験が見られた。そこで、非行になる前の段階で、虐待を止める手立てを工夫したいと考えていた。

そんなおり、上司からある転勤の話があった。しばし悩んだが、他にやりたいことがあるという思いも強くなり、退職することを決心した。家庭裁判所での仕事は他にはない仕事でもあり、続けたいとも思ったが、司法機関というのは勢い受け身的にならざるを得ず、自分自身で社会問題を見つけ出してそれに対応するというような動きをとることは許されない。司法権という非常に強い国家権力を担う機関であるからこそ、様々な制約があるということは必要なことである。この視点は、本稿の課題でもある、福祉のジレンマ、あるいはよかれと思うことの押し売りへの禁欲性にもつながることでもある。また、暴走命（いのち）と対応してきた私にとって、暴走族がいなくなったというロスもあり、代わって管理業務に就くというのも性に合わないし、そもそも宮仕え型の人間でもないなど、いろいろな要因があったと思う。

やめると決意した時期は、ちょうど社会福祉士の養成制度が始まる時期とも重なり、いくつかの大学に声をかけていただいた。当時のフィールドは愛知にあったので、近くの大学なども検討したが、勤務以外の時間の拘束が厳しいため、児童虐待対応などの社会的活動はしにくいと逡巡していたところ、花園大学が組織改革を予定しており、司法福祉論も開講できると聞き着任した。結局は、すぐに学部設置の膨大な作業に関わり、その後大学院の設置、介護福祉士課程の設置など、文部省と厚生省に提出する書類作成と、そのための人材確保などに忙殺されることになった。しかし、恩師と同僚として勤務できたことは嬉しく、楽しい機会であった。

結局、家庭裁判所と同じ11年前任校で勤務し、2000年に産社に來させていただいた。このときも、産社が発達福祉を学科にするという流れだった。その後、応用人間科学研究科の兼務、こども社会専攻への配属、OICの人間科学研究科との兼務、など所属の不安定な人生を続けている側面が退職まで続き、大学教員も31年が経過していた。もっとも、前任校が近いということもあり、社会的活動や役割は、ほぼ継続することができ、このことも大変ありがたく思っている。

## 10 不登校の増加と臨床心理士

臨床心理士の資格認定制度が動き出したのは、社会福祉士の法令が施行されたのと同じ1988年である。当時、心理臨床に関わる専門職の資格が心理職の内部から求められ、またさまざまな相談へのニーズが高まる反面、それを悪用した事件なども生まれ、資格化の動きは高まっていた。しかし、特に医療領域での資格の意味など調整に難しい課題が多数あり、法制化が見通せないこともあり、財団法人の認定資格として資格化に踏み切ったものである。この当時の印象として、今のように社会的に認知される資格に発展するとは思えなかった。私もカウンセラーとして当面活動する予定はなかったが、認定を申請し、比較的早い時期に臨床心理士となった。認定には大学院修了以上の学歴と実務歴を必要としたが、家庭裁判所調査官は、研修所が大学院相当とされ、実務も問題なく、またスーパービジョン経歴は河合隼雄先生が指導したとの証明をしてくださり、無事に認定された。以後現在まで、通算15年以上臨床心理士会長をおおせつかり、また日本臨床心理士会の代議員も長くなった。

そのような心理ブームの中で、昭和の終わりくらいに非行が減少するのと入れ替わるように、学校に來な



い子ども達が急増し、その先に今でいうひきこもりも見られるようになり、戸塚ヨットスクールに代表される、子どもたちを家族の依頼を受けて、監禁し訓練するような私塾が各地に生まれ、社会問題化した。平成のはじめ頃には、それまでの登校拒否という言い方が、不登校という言い方に代わったが、その数は2001年まで急増した。

このような中で、臨床心理士が社会的に認知されるようになった出来事の一つは1995年の阪神淡路大震災であった。トラウマという言葉も広まり、心理治療のニーズが増えた。もう一つが、その前年に愛知県で発生したいじめ事件が大きな社会問題としてとりあげられ、学校にスクールカウンセラー（以下 SC）を入れようという話が国会でも議論となり、これも1995年から試験導入されることとなった。私も阪神淡路大震災で、滋賀県内に避難した人や、神戸の集会所で実施された心理ケア相談会などで相談支援に従事した。また SC としても、初年度から中学校を担当し、文科省の事業一期生の一人として、今日に至っている。以来、四半世紀を過ぎててもまだまだ SC の効果的な活動の理解は十分に広まっていない。むしろ、対立的な流れが存在するとも思われ、それはジレンマの一つとして後述する。

なお、2018年から公認心理師という国家資格が制度化され、汎用性のある心理に関する資格として対象が拡大される方向にあり、本学も大学院人間科学研究科に資格取得できるコースが設けられている。この制度化は、ある意味心理領域の悲願でもあったが、資格の理解や経緯の中でさまざまな葛藤も残った状態で発足している。私も、社会福祉士以来の、久しぶりの国家試験へのチャレンジをしたが、社会福祉士試験も19科目と科目が多かったが、公認心理師の場合は領域が24分野（科目）と多いのには閉口した。

## 11 社会福祉士と福祉士養成教育

家庭裁判所に就職直後から福祉の専門資格化の運動を行ってきたこともあり、自分が社会福祉士の資格をとるということには前向きであったが、実習時間の確保などが課題であった。児童福祉司は当初経験年数で社会福祉士の受験ができ、また保護観察官は実習が免除されていたりしたが、家庭裁判所調査官は、厚生省からの打診を断ったという伝説もあり、社会福祉士受験資格のための特段の配慮はなかった。そのため、思いきって通信制の専門学校に行きだしたのは、立命館大学に赴任した2年目であった。レポートを書き、実習は私が一番理解できていない地域福祉を学びたいと思い、ある社会福祉協議会で行った。

不登校は、2001年から10年ほど、数的には高止まりであったが、臨床的には質が変化した印象を受ける。特に、当初は比較的しっかりした家庭の、成績も良いグループに不登校が見られたが、その後、家庭状況の改善が必要と思われる事例が目立つようになってきた。文科省のいくつかの支援事業においても、家庭への支援の有効性が示され、2005年頃から学校に福祉の専門職である、スクールソーシャルワーカー（以下 SSW）を入れようという議論が活発化してきた。私たちも、各地で SSW に関心をもっている人たちに呼びかけて2006年には、学校ソーシャルワーク学会を設立し、この学会も設立以来理事を歴任している。

SSW の事業は、熊本や香川など、いくつかの県では国に先駆けて、独自の事業として取り組まれていた。私は、2005年に大阪府下の小学校で、先生が卒業生である少年に殺傷されるという悲惨な事件を直接の契機として、期限付きで導入された SSW のスーパーバイザーとして参画した。これは、それ以前から、大阪や滋賀で、学校が直面するさまざまな課題について、福祉、心理、法律、非行などの専門職が連携して相談助言する、いわば学校を勝手に応援するような NPO 法人を作って活動してきていた。そこが実質的に、SSW とそのスーパーバイザーの人材を提供したという事情もあったためである。要するに学校現場に、SC に加えて、多職種連携に基づく支援体制を必要とする事象が目立つようになってきたという状況を物語っている。

私は、2006年秋から翌年秋までの1年間、サバティカルとして中国江蘇省立蘇州大学の教育学院に遊んだ。一応研究テーマを持ち、それなりの研究もしたが、渡航する日の朝まで滋賀県庁で、徹夜で知事に渡す報告書を係員と共に書き上げるという時間ギリギリの綱渡りであった。2006年7月に県内で発生した、福祉機関に一端保護された2歳の幼児が虐待で亡くなるという不幸な事件の検証報告書を委員長として作成し、午前の知事の時間を空けてもらい、手渡して記者会見を開いて、その足で関空に行くということになった。もっとも困ったのが、文科省との関係で、1年の外留では、基本帰国が認められないのだが、1ヶ月以上前に長期滞在ビザの申請に行ったところ、HIVの検査を求められ、保健所に依頼すると1ヶ月近くかかるとの回答であった。それでは中国領事館でのビザ発給に間に合わないため途方に暮れたが、一旦観光ビザで渡り、その後は方策を考えることにした。蘇州大学とはその10年ほど前から折々に、訪問し幹部にも友人がいて、相談できるとは思っていたが、どの案内を見ても、観光ビザで入国した者が、現地で長期ビザに切り替えることはできないと明示されていた。知事への報告書も無事にすんで、蘇州大学に着き、旧知の友人である幹部数人と会談する際、ビザのことを話した。するとすぐ数カ所に電話をしてくれて、翌朝一番に事務室に来いという。行くと公用車で市の郊外にあるビザセンターのようなところに連れて行かれ、写真を撮られて事情を聞かれて45分ほど待つと、長期ビザが貼られたパスポートが帰ってきた。お金も写真代も払わず、健康診断も問診だけだった。さすがに人治の国であり、人に応じたルールが適応されることを実感した。しかも、そのビザはZビザ（就労ビザ）であり、留学生でなく蘇州大学の教員としての雇用を前提としたビザで、帰国時には、兼職教授（客員教授）としての期限無しの証書も渡された。

いずれにしても、つつがなくドラマにあふれた1年は過ぎたが、その帰国日が2週間ほどに迫ったある日、手帳（携帯電話）に東京から電話がかかってくる。出てみると文科省の係長からだった。趣旨は、急遽財務当局から、SSWを始めるなら予算をつけるといわれたので、推進体制を作りたい、については委員長になれとの依頼であった。それから帰国するまでに、メールで運営要綱や指導方針の作成などのやりとりをして、必要な事務作業を手伝った。帰国後は、SSW向けの手引きや、都道府県の啓発などさまざまな作業に協力し、なんとかSSWを国の事業にのせることができたと思っている。

このように、学校課題について、SCとSSWという専門職が援助するというチーム体制の構築に最初から関与できただけでなく、学校体制そのもののレベルアップも考えてきた。特にこの間は学校と保護者との関係が難しくなることがしばしば見られ、関連して管理職や教員のメンタルヘルスの問題や自死事案などもあり、一部にモンスターペアレントというような言葉も用いられた。しかし、大阪大学の小野田正利教授を中心に、長期大型の科研費を受けて、30名近い研究協力者・分担者からなる学校保護者連携の研究会、通称いちゃもん研究会を続け、研究だけでなく、各地で研修や講演活動を行ってきた。そこでは、学校の先生の対応レベル、特に初期対応や管理職の支援体制が機能すれば、多くのトラブルは防止できるか軽減することが分かった。しかし、中には、教師だけではどうしても解決できない困難事例も1、2割あり、その場合は、SCやSSWも入ったアセスメントの充実と、弁護士や精神科医、多機関などと連携した対応を行うことで解決できるという事例も積み重ねることができた。いずれにしても、必要なことは適切な知識と、チーム対応、そして前提となるのが事態の正確な理解のためのアセスメントの重要さということである。

## II 対人援助に関する研究・実践領域

私は、当初から研究を極めるというより、それを社会に実装したり、その担い手を育てたりしたいと願って

きた。まだ道半ばのことばかりであるが、主には以下のような領域に関わってきた。これはまるで履歴書のようにも見えるが、関与した分野を整理することで、本稿のⅢでジレンマにつなげることにしたい。

### 1 非行・犯罪への対応と、専門職の交流機会の確保

佐々木嬉代三先生たちが始められた関西非行問題研究会は、幾度かの中断を経つつも細々と心ある人たちで繋いできている。40年以上の歴史があり、時代によって明らかに社会の非行への関心や危機感が異なっている。今日は、非行件数などは大幅に改善され、凶悪な事件も激減しているにもかかわらず、犯罪などへの不安は高まり、少年法適用年齢の引き下げが検討されるなど、日本の少年保護制度の改悪の方向性はやんでいない。制度論と臨床技術の向上を深めたいと思っている。

### 2 発達障害を含む、障害が疑われる人の、再犯防止のための支援

ももとは、犯罪や触法にかかる障害者の、逮捕、検挙時点から裁判、処分、刑余（刑罰などを受けた後）などの段階でのアセスメントや支援計画の作成を担当弁護士などから依頼されることがあったが、最近では行政からのパイロット事業として、不起訴などになる障害者のアセスメントや、刑務所から戻る人の福祉施設での援助のためのアセスメントに基づくプランづくりなどを頼まれることが増えた。そのため、主として福祉領域の方に、犯罪に関わるアセスメントということの理解と経験を広めるための研修などを行っている。

### 3 子ども・若者の非行からの立ち直り支援

滋賀県では、2003年前後に、非行少年の再非行率が全国有数高いという事態が続いたため、その対策を行う会議が設置され、座長として検討したことがある。そこで、児童相談所、少年補導センター、家庭裁判所など既存のシステム同士の狭間で、支援の無いまま非行を深化させる少年が多数いることがわかり、それを埋めるためのシステムを考えた。その結果、「非行立ち直り支援センターあすくる」を、現在は県内9カ所に設置し、その総合コーディネーターという立場で指導に回っている。あすくるはユニークなシステムで、最近子ども若者育成支援ともコラボし、若者のサポート全体に視野を広げつつある。課題も多いが、縦割りの制度による弊害を乗り越え、支援をつなぐという意味では有効に動いている。その後、京都府も暴力や再犯が増加した時期に、京都府知事の青少年問題担当の参与に任命され、この「あすくる」を参考に、京都型の支援システムである、「ユースアシスト」を提案し、現在は京都府の南北2カ所で運営されており、評価を得ている。この分野も、重要なのは、支援のポイントを見つけ出すためのアセスメント力の向上であると考えている。

### 4 犯罪被害者支援

司法福祉との関係で、被害者支援についても検討してきた時期があった。犯罪の多くは、被害者にとっては理不尽なものであることは間違いなく、その意味で被害者は支援を真っ先に受ける必要がある存在である。その点から、全国で先駆的に発足した京都の支援センターに次ぐように、滋賀県でも警察と連携して、おうみ犯罪被害者支援センターを初代理事長として立ち上げた。それも数年して担い手も育ち、関係機関間の調整もある程度済んだので、現在は手を引いている。この領域の課題は、私としては難しさを伴い、被害者によりそう人が、加害者の背景に目を向けたり、加害者の立ち直り支援をしようとしたりすることは、被害者からすると裏切り者と映ることがありうる。それが、刑事事件の被害者参加や、少年事件などでは制度の矛盾とい

うことになるが、一支援者という立場の場合は、解決しがたいジレンマに直面するので、加害者の立ち直り支援を重視するため、距離をおいている状況にある。

## 5 児童虐待への対応と、児童福祉担当者の専門性の向上

非行の背景としての虐待への気づきから、児童虐待対応には多面的に関わってきた。大学に転身した動機の一つが児童虐待への対応への関心ということもあり、私としては一番注力している分野でもある。1990年から、少人数ではあったが虐待の研究会が成立し、当初メンバーの一人として活動してきたが、今は日本子ども虐待防止学会へと成長し、大会も2000人以上の参加がある大学会へと成長した。この学会の代議員と制度検討委員を兼ねている。また、厚労省の児童福祉法や虐待防止法の制定や改正時の審議委員、虐待死亡例の検証委員なども経験し、各自治体の死亡例などの検証にも委員として関与した。滋賀県では、児童相談所の措置に関する審議を行う委員会の部会長や、常設である虐待の死亡例などの検証を行う委員会の部会長などを担当している。また、滋賀県や同県湖南市、愛荘町、三重県志摩市などでは要保護児童対策地域協議会の会長をしており、京都府や三重などのいくつかの府県や市町村にも関与して、その地域の特性と社会資源を生かした運営方法をコンサルテーションしている。

今後という点では、特に2020年度から、厚労省がモデル事業として開始した、虐待死を含む子どもの死因究明（Child Death Review）の、二次検証を行うパネル（Child Death Overview Panel）の委員として参画している。日本では、幼児の死亡原因の第1位か2位が事故死であり、そこに虐待が含まれている可能性が高いといわれつつ、これまで死因を特定する方法と統計が無いということが課題とされてきた。厚労省の把握する年間の虐待による児童死亡数は50人程度であるが、私は、その6倍から8倍あるのではないかと考えている。そこで、やっとなような制度が動き出し、死亡原因を検証できるようになるので、その成果を期待している。

また、毎年いくつかの府県の、児童相談所職員や市町村の虐待対応職員の、法定された研修が充実されてきており、その担当を引き受けることも増え、ケースの審査やアドバイス、スーパービジョンなども行っている。

## 6 児童自立支援施設の斜陽化と援助水準の向上

学生時代に実習でお世話になった教護院は、非行をなしなすおそれのある児童を入所させ、教護を行う児童福祉施設として、制度面では一番古い児童福祉施設として、100年を超える歴史を有している。この施設は、後の名称変更で児童自立支援施設となり、全国に自治体立を中心に、国立、私立を含めて58カ所あるが、定員に対する入所率は近年4割を越えることがなく、斜陽化している。しかし、学校などでの子どもたちの様子は、見るからに非行少年というタイプは少なくなったものの、課題の大きな子どもはそれなりにおり、入所に適応する児童は少なくはないことから、斜陽化はシステムの問題であると考えている。もっとも、この施設は児童福祉法に基づく施設でありながらも、家庭裁判所から入所を強制される子どもも受け入れる。そのため、児童福祉法上の開放施設であるとされつつ、無断外出を許さないとか、原則として施設内に学校が設置されていて、施設内で生活が完結するようになっているなど、かなり生活の枠の厳しい施設である。そこでは必然的に、福祉の理念や子どもの権利などと、実際の施設運営との関係で、対立する場面も生じやすく、ジレンマの生じやすい条件がそろっている。そのため制度や施設のルール、あるいは実際の支援スキルなど、常に点検と検討を要するため、そのような問題意識が高かった、中国地区5県の児童自立支援施設の協議会が、2000年から支援のあり方を検討する専門委員会を立ち上げ、私も特別顧問という名称でアドバイザーとして



関与している。また平戸ルリ子（東京家政大学）、上村千尋（金城学院大学）、岡邊 健（京都大学）、古川洋子（滋賀県立大学）、藤間公太（国立社会保障・人口問題研究所）、梅山佐和（東京学芸大学）といった、そうそうたる教授陣がスーパーバイザーとしても参加していて、職場のエキスパート職員と共に、実践的研究を深めている。この成果は、年報である雑誌『中国児協』（中国地区児童自立支援施設協議会）で発信されている。

## 7 SC,SSW を含む学校臨床とチーム学校体制の確立

前述の通り、SCは1995年から、またSSWは大阪府で2005年から、国事業としては2008年のから始まったが、私は、そのいずれにも最初から関与しており、2017年に文科省が、この両事業を含む教育相談のあり方についてまとめた報告とガイドライン「児童生徒の教育相談の充実について」は、委員長としてそのとりまとめを行う等、全体に及ぶシステムの構築に関与してきた。

また、SCについては、滋賀県のスーパーバイザー。SSWについては、大阪府、京都府、京都市、和歌山県のスーパーバイザー。その他、いくつかの自治体の不登校、いじめ、虐待、貧困などに関する委員として活動している。

特に2019年に発生した、千葉県野田市の児童虐待の死亡事案については、教育委員会の幹部が、基本が分かっていない対応をした結果、降格と半年の職務停止という重い処分を受け、他に10人を越える、福祉と教育との関係者が処分されている。しかし、この事案に関する千葉県と野田市との報告書を見る限り、この事件が特異なのではなく、私の知る限り、どこの教委や学校であっても、同じことに巻き込まれる可能性を感じた。そのため、あらためて学校向けの虐待のマニュアルを作る必要を感じた。それまでの、正式なマニュアルとしては、2010年の文科省発出の生徒指導提要有り、その児童虐待の部分の執筆や、2020年1月23日付「学校現場における虐待防止に関する研修教材」も特に制度の解説部分は、私が書き下ろしの形で記述したものが採用されているが、ともかく児童を対象とする学校は35000を超え、教員数も多いことから、その全体に周知するというのは簡単なことではなく、特にSSWやSCにしっかり理解をしてもらい、チーム学校としての発展に期待したいと考えているところである。

## 8 学齢期以降の自立支援

児童福祉施設の出身者、矯正施設などの退所者、不登校や引きこもりが続いている人、その他の自立が難しい人とその家族の支援として、子ども若者育成支援推進法にかかる事業の指導や助言に関わることが増えてきた。そのことでは、京都市他の自治体のスーパービジョンなども行ってきた。この領域は、どうしても就労支援と早くつなげようとしすぎる傾向が強く、専門的なアセスメントが不十分、あるいはないまま、当事者に働きかけることに力点が置かれすぎる場合が少なくない。履歴書作成を手伝い、面接の練習をして就職に結びつけるが、数日でやめてしまうということを何度もくり返している事例にはよく出会う。しかも、退職をくり返す度に、本人は私はダメな人間だと落ち込むが、支援者は継続できない本人を責めているなど、支援とは逆のことをしているという認識すら持っていない場合もある。これを回避するには、やはり、本人と環境とを正確にアセスメントすることにつきる。

### Ⅲ いくつかのジレンマをめぐって

#### 1 善意の支援がもつ介入的機能について

特に学生時代から関心を持ってきた、精神衛生や司法機関の分野は、他の福祉領域に比して、権力性や閉鎖性、あるいはプライバシーへの強力な介入という点が特徴的であり、それ故に、自らの侵襲性を自覚し、チェックすることが求められる分野である。司法は、上級審のチェックなどの三審制を持つし、精神保健福祉分野も審査機能を持つ審議会などを置いている。私が就職した1980年前後には、精神病院の閉鎖病棟批判のルポがヒットしたり、司法の独善性を糾弾するルポなども出されたりする中で、この両分野は社会的にも警戒のまなざしが向けられていた。特にこれらの分野への批判と不信が強かったと感じたのが、釜ヶ崎であった。この地域では、精神病院から引き取り手のない患者が、つれてこられて放置されるといったことが、ずいぶん後になってもニュースとなっていた。

家庭裁判所に勤務して実務修習をするようになった初期に、ある事件（司法機関では事例をすべて事件と呼ぶ）で、なかなか出頭しない少年の状況を把握したいので、家庭訪問をしたいと上司に相談したところ、行くことの法的根拠と目的とを、文章で説明するように求められた。児童相談所や学校が、とにかく家庭訪問に行くという場面を度々見てきたが、あらためて家庭裁判所調査官が家庭訪問して良いという法的根拠などを調べ、その理由を整理して提出した。すると、今度は家庭裁判所の係官が家に行くということで生じる現象、特にマイナスのそれがどのようなもので、それへの配慮をどう工夫するのかということ、改めて提出するように求められた。つまりはじめは制度的な適正性、二度目は援助方針としての適正性を、駆け出しの調査官補に考えさせようとしての指導だったのだが、こちらの善意のつもりが、相手にとってどうなのかという点を、しかし根拠づけて吟味すべきという点で、考えさせられた。その時に、思い出されたのは、自分が不登校だったときの学校の反応である。私にとっては、教師の家庭訪問が無かったことで助かったし、回復も早かったと今でも強く思っている。

#### 2 家庭訪問やよりそい支援がもつ、善意と介入のジレンマ

家庭訪問というのは、当事者に負担を強わずに、こちらから出かけていく、あるいは行ってあげるという親切な援助である。少なくとも、援助者はそう考えている。学校における家庭訪問については地域差があり、岐阜や長野、静岡あたりを境に、それより西は積極的に家庭訪問を行い、東は相対的に少ない。福井も若狭部は例外的に多いが、北陸三県は基本的に少ない。ところが、過去はともかく、最近の学校に関するデータでは、不登校の少ないのはおしなべて東日本であり、また学力が高いのも、北陸や東日本であり、家庭訪問でがんばっている地域とは逆相関している。もっとも課題多いから家庭訪問が欠かせないという言い方を西日本でよく聞くので、因果関係は考慮する必要があるが、すくなくとも課題に応じて使い分けているわけではなく、不登校が減った時期も家庭訪問をする地域は積極的に行ってきた。

私は、この10年ほど、家庭訪問に着目して、ヒアリングや管理職のアンケートなどをしてきたが、この差は文化やスタイルとなっており、効果の有無の検証などをほとんどなされていないことが分かった。不登校を例にとれば、熱心な家庭訪問で改善されるのは、小学校で4割、中学校で2割強、一方でこじれたり悪化したりののが、その数を上回るようになってきたと考えている。いくつかの自治体で効果検証をしているが、多くの教委が公表を拒まれるのが悩ましいところである。もっとも、私の目的も研究成果の公表ではなく、

現場に有効な支援策の提示と実現であるので、そこは割り切るようにしている。

一方で、家庭訪問に端を発するトラブルや、教師が学校を不在にする時間が長くなり、長時間勤務の働き方の改革ができない、メンタル面での負担増、教材研究の不足、他職種との連携不足、対応できる家庭に限られるなどのデメリットも多い。そこに登場した、SCやSSWは、このような支援スタイルの補助要員として活用しようとする流れが見られる地域もある。SSWも家庭訪問を買って出る場合があり、それは制度設計の問題でもあり、いちがいに善し悪しの問題ではない。しかし、ともかく学校という子どもの教育を専門とする機関が、家庭に訪問するという行為は、なにがしかの侵襲性、介入性を持つ手法であり、その効果と限界を意識し、適切に判断する必要があるし、その判断は学校サイドだけでよいかという課題も残る。

このことに関連しては、2019年10月に文科省が「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」を发出しており、その中で家庭訪問については、「学校は、プライバシーに配慮しつつ、定期的に家庭訪問を実施して、児童生徒の理解に努める必要があること。また、家庭訪問を行う際は、常にその意図・目的、方法及び成果を検証し適切な家庭訪問を行う必要があること。」と記しており、とりあえず家庭訪問するという姿勢への警鐘をならしている。

また、2020年3月の、全国的にコロナによる学校閉鎖が始まった時期、福岡市内の中学校の示した家庭訪問の方針について、保護者のいないときも含めて、抜き打ち的に家庭訪問をすることは問題だとする要望書が提出されたというニュースが流れた。実情はともかく、家庭への直接的な働きかけは、学校の指導の枠のギリギリの部分であり、保護者などの了解無しの行為は、文科省通知に照らしても、問題とされる可能性は高い。

しかし、たとえそうであっても、やはり家庭に行かねばならないという場合もありそうである。その見極めと手順の確立について、日頃から学校やSSWに指導する機会が多いが、ようは正確なアセスメントに基づいているかどうかと、異議申し立ても含む適正手続きが担保されているかにかかっている。

類似した問題を感じるのが、最近になってひきこもりなどに対応する際に使われる、よりそい支援という、粘り腰を前提とした支援である。全国でもこの名称の事業がみられるが、子ども若者支援の対象者に面接すると、よりそい型を諸手をあげて歓迎している話しはほとんど聞けない。よりそいといいつつ、土足で上がり込み、引きづり回されるような危機感を持っているほうが多いように感じる。これも、名称の問題ではなく、姿勢とスキルの問題であるが、このような支援が無頓着に当事者のためなのだと考えてしまうことが、危険ですらあるということだ。そのように考えると、対人援助のサービスは、多少なりと侵襲性を持つし、また持つ必要があるのかもしれない。私の母もそうであったが、「大阪のおばちゃん」は、「アメちゃん」を武器に、限りないお節介、つまり強烈な侵襲性を発揮する。しかも、おばちゃんやさかいという、侵襲性を認めつつ、それよりも皆を笑顔にするという結果オーライを引き出す。これも高度なスキルのように思われるが、対人援助場面では結果オーライを最初から期待するわけにはいかない。この間の、社会福祉法の改正では、社会福祉事業についても、苦情解決システムや、運営適正化委員会などのチェックシステムを用意しているが、実際にはほとんど活用されていない。対人援助場面での影響力を、当事者目線で理解できるかどうかという視点は、持っておく必要がある。

### 3 守秘義務と個人情報の扱い

公務員は法律上の守秘義務をもつ。医師や弁護士や宗教家なども刑法で秘密漏洩は禁止されている。カウンセラーやソーシャルワーカーなどは、従来はその倫理綱領など、よって立つ専門性における倫理として、守秘義務があると考えてきた。本来、個人情報保護という話しと、守秘義務というのは別の概念であるが、現場

では混同しても用いることがあり、またその整理はなかなか難解である。そのため、難しい話しになるくらいなら一番問題が生じないのは黙っておくことである、というような対応をとりがちである。しかし、必要なことは法連相しなさい、つまり報告、連絡、相談しなさいは、組織としては当然のことである。そのような中で、私は貝になります、とばかりに守秘義務があるから何も言えませんという姿勢をとられては、連携も共同もしようがない。

そのことをめぐってしばしば出会うのは、学校において、SCが面接内容を教師や教育相談などの委員会などに伝えるか否かをめぐるやりとりである。もちろん、何でも相手かまわず話すべきということではなく、そこには専門家としての判断と、学校システムへのアセスメントが前提とされるべきであり、また情報漏洩などの不安があるならば、それを改善する営みを先にするべきである。現在のチーム学校の考え方からすれば、一定の情報共有は不可欠である。またいじめや虐待の法律に照らせば、学校の職員であるSCが、たとえば児童から聞きたいじめや虐待の話しを、監督者である校長や教委に伝えるのが義務であり、言わないことは違法や不適切な行為となる。しかし、このような理解はまだ十分に浸透しておらず、聞いた学校や教委の動きも標準化されていないため、現場としては著しいジレンマにさいなまれる。

このことについての典型的な指摘がなされたのが、2011年に津市で発生したいじめ自死生徒に関する、2013年1月にまとめられた調査報告書の記述である。そこでは、SCの業務に関して、当事者との面談内容を学校管理職や教委が知ることとなった経過を背景に、SCが生徒指導体制下に組み込まれ、教員の仕事を援助補完するという「不正常」な状況にあると指摘した上で、「たとえば、大阪市や京都市では、学校という敷地を使用しているが、カウンセリング室は、学校運営の場からは、独立しているし、相談内容の秘密も保たれている」というように、学校運営とSCの分断があるべき姿だと評価している。大阪市や京都市のSCが、指摘されたように、学校と分断されているのかは分からないが、たしかに滋賀県のSCは、発足当初から教員との共同を前提として活動して来た。その限りにおいて、報告書が適切としている活動方針とは別の歩みをしてきた。このように、SCが20年近く経過しても、その活動方針や現実の動き方には混乱が見られ、結果として当のSCだけでなく、教師など学校で関わる者にもジレンマをもたらしている。このように、守秘義務や個人情報扱い方についての姿勢は、支援システムのあり方そのものにも影響を及ぼすし、守秘や情報の扱い方にとどまらない、深刻な問題をも引き起こしかねない。

#### 4 当事者の主体性の尊重をめぐって

対人援助の中でも、ソーシャルワークはその名の通り、社会のありように大きく影響されるだけでなく、社会への働きかけをもその視点に内包するものである。そして、この社会は、特に平成になって以降の介護保険制度に代表されるように、行政の責任を軽減し、その一方で本人の自己責任を強調する流れを加速させているのは、前述のとおりである。そのような下では、本人の意向をどのように尊重するのか、また意向を表明できない場合はどうするのかなど、検討を要する課題が大きくなる。特に援助者から見れば、明らかに不適当と思われる選択をする当事者がいた場合、どこまでを自己決定として容認し、どこからを不適当として、時に本人の意向に反しても介入するのかという判断は容易ではない。

また積極的に求めてこない場合に、いわばお節介りに介入することの是非なども問題となる。

介護保険導入時期には、ソーシャルワークの研究者の中からも、福祉の援助が措置としての行政処分として行われるのはおかしい。もっと本人の自主性を尊重すべきであるとの論調が高まった。この流れは、その後の介護保険や、障害者の自立支援制度に見られるように、福祉を措置から契約に転換させる強力な理論的



支柱となった。私が主として関与した児童福祉領域、特に保育や虐待対応の分野では行政の責任が制度的に残ったが、その他の分野では、援助における本人主体論が展開されることになった。これは民主化という点で評価できる側面もあるが、結果として行政が責任を取らなくてもよいという新自由主義的な小さな政府を押し進めることとなった。そのことは反射的に、福祉を受け、使うという権利の矮小化にもつながっていると考えている。

児童福祉あるいは教育領域などでは、確かに子ども本人の意見を軽視しすぎる流れがあることも事実である。一方で、子どもが言ったことをその通りに受け入れ、実現するのが当然だと考えるのも適当ではない。このジレンマの解決策として、子どもの権利条約第12条は、子どもの意見表明権を保証し、自己に関わることには自由に意見を表明させ、その上で、大人はその表明された意見を、年齢や成熟に従って相応に考慮することと規定している。この意見表明権のたて方は、非常に合理的だと考えている。時々児童虐待の深刻な事件において、関係者が、子どもが保護されるのを拒んだから、などと保護しなかった理由を述べることがあるが、すくなくとも子どもに関しては、この理由は成立しないということを確認しておく必要がある。その上で、他の福祉領域ではどうなのかというのが、私のジレンマの所在である。私は、子どもに限らず、援助が必要な場合に、まず本人の意見を適切に聴取し、その一方で誰にでも説明できる形で、その必要性をアセスメントに基づいて明確にし、かつ適正な手続きの下で、意見を取り入れたり、拒否したり、折衷案を提示したりすべきだと考えている。ここにおいても、善意の押し売りが適切ではない一方で、本人の意向だからというのを言い逃れに用いるのは違うと思う。

本稿を、脱稿する直前に、京都でALSの女性に遠方の医師がわざわざやってきて、強力な睡眠剤を投与し死亡させた疑いで逮捕されたというニュースが報道された。本人は以前から死を望んでいたが、それを果たしてくれる医院への転院を、主治医に拒否されていたとの報道もある。日常丁寧な介護が必要な状況まで進行していたというから、担当した介護者も大きなショックを受けているだろう。その間治療した医師は患者の意思を無視した営みだったのか。その間の介護はどうだったのか。本人の意向にあらがうことは援助者として、当然なのか。それとも越権なのか。日本の法制度は、自殺を明確に禁止していない。しかし、自殺を助けることは犯罪と規定している。今日の若者の死亡原因の第1位が自殺であるという中で、本人主体とは何かという援助上の問いは、別世界にあるのではなく、日常の援助の延長上に常に存在する。それ故に、援助の場面における善意の意味を常に吟味する必要がある。

#### IV おわりに

おもわぬコロナ感染の拡大の中、世界の国々で、外出自粛やマスク着用などについての社会的統制の原理の違いが話題になっている。それとあわせて、国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）などの報道も、各国の福祉制度を前提としてメッセージが出るので、非常に興味深い。いずれにしても、日本の政治のリーダーの信用性がそう高いとも思えない中でも、日本の外出自粛の浸透度などは異常なほど徹底されている。いくつかの国では罰則も設けられ、しかも数度金額も引き上げられたなどという報道もある。そうだとするならば、同調的な社会統制のよく効く日本における対人援助は、最終的には個別に判断するとしても、まずは反発や抵抗するという権利はあっても、本人はそれを行使しない、あるいはできないことを前提に侵襲性を吟味する必要があるだろう。

いずれにしても、対人援助は、当事者にとっては無理解で悪意のある行為かもしれないという慎重さと、自

己責任と切り捨てることのない連携に基づく支援をめざし、精緻なアセスメントと、適正な手続きで行う必要があり、そのためのシステム作りと、スキルの指導を行いたいと考えている。

私自身は、精神保健福祉と、非行・犯罪という、福祉領域としてはかなり法的な課題や強制力を行使することのある領域から、学び実践を考えてきた。そこから対人援助全体を見ると、善意の固まりで、当事者の意向を尊重していますという援助が持つ危うさを感じることもある。そのような危機感が、今回のジレンマに通底しているのだと思う。

本稿は、ソーシャルワークではなく、対人援助といいつつも、実はソーシャルワークのことを中心に語ってきた。もちろんSCやユースワークなども意識はしている。しかし、ソーシャルワークと限定すると、そもそもソーシャルワークとはという点で、連携と協働を強調する公認心理師、若者への支援を広く捉えるユースワーク、あるいは臨床社会学の知見などそれぞれ一つ一つが大きな議論のテーマとなりうる。それゆえ、今回はややナルシスト的な長いライフストーリーを前提に、対人援助として大きく括り、気になっていることを記させていただいた。このような機会をつくっていただいた皆さんに感謝します。

## 文献

原口剛『叫びの都市 寄せ場、釜ヶ崎、流動的下層労働者』洛北出版 2016

佐藤郁哉『暴走族のエスノグラフィー ―モードの叛乱と文化の呪縛―』新曜社 1984年

文部科学省「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」2019年10月25日

大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会「調査報告書」平成25年1月31日